

## 第72回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和3年1月15日（月）9時30分から10時20分
- 2 開催場所 久賀公民館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員 (11人)
  - 1番 川地 守
  - 2番 宮城 恵子
  - 3番 瀬川 一郎
  - 5番 沖村 和哉
  - 7番 中原 賢
  - 8番 大谷 正樹
  - 9番 宮本 平
  - 10番 田中 豊文
  - 12番 褐田 光夫
  - 13番 安本 貞敏
  - 14番 廣岡 隆義 (会長)
- 4 欠席農業委員 (3人)
  - 4番 小柳 貴史
  - 6番 星出 栄一
  - 11番 角井 雅之
- 5 出席要請農地利用最適化推進委員 (0人)
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

## 7 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

議 案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

協議会 1 住宅に付属した農地の指定について

報告事項 1 農地転用制限例外の届出について

報告事項 2 農地法第18条第6項の規定による通知（賃借の合意解約）について

報告事項 3 農地転用の届出について

報告事項 4 農地現況証明願による現況証明について

その他 諸連絡

## 8 農業委員会事務局職員

事務局長 行田 一生

書記 市川 貴志

書記 泉口 洋平

事務局長	定刻となりましたので、只今より第72回周防大島町農業委員会総会を開会いたします。最初に廣岡会長よりご挨拶をお願いいたします。
議長	皆様おはようございます。本日の附議事項は、議案5件、協議事項1件、報告事項12件、その他諸連絡となっております。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願い申し上げます。それでは、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は14名、本日の出席委員11名、欠席委員3名、本日出席要請をした農地利用最適化推進委員は0名であります。よって、農業委員は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会會議規則第8条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員8番大谷委員と、9番宮本委員によろしくお願ひいたします。それでは議事に入ります。日程1、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.1、申請人、譲受人、周防大島町久賀〇〇〇〇、譲渡人、周防大島町久賀〇〇〇〇、申請地、大字久賀、字石仏、地番〇〇〇〇、地目畠、現況畠、面積551m <sup>2</sup> 、他一筆、合計面積は748m <sup>2</sup> です。契約の内容については売買による所有権の移転、経営面積は現在0m <sup>2</sup> 、取得後748m <sup>2</sup> です。その他参考としまして、令和3年10月15日に住宅に付属する農地の指定を受けております。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1ページから5ページをご覧ください。本事案については、自身が高齢のため施設へ入所し農地の管理ができなくなったため畠を譲り渡したいという譲り渡し人の要望に対し、住宅に付属する農地の指定受けた農地を取得して家庭菜園として利用することを計画している譲受人が応えようとするものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、住宅に付属する農地として指定した面積のため、本町の下限面積30a未満ですが問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、家庭菜園として利用し、自家消費用としてもともと植栽されていたミカンのほか、季節に合った野菜の生産を行い、消毒などの防除等では周辺の住宅に影響がないよう行う計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。次に住宅に付属する農地の別段面積取扱基準第5条に係る提出書類ですが、1号の

農地に付属する農地指定申請書、2号の権利取得農地を3年間以上継続して耕作する旨の誓約書、3号の申請地の登記全部事項証明書、4号の住宅の登記全部事項証明書、5号の住宅の権利取得が確認できる売買契約書の写し、第6号その他の資料として住民票がそれぞれ提出されており、問題ないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、また、住宅に付属する農地の別段面積取扱基準第5条の提出書類もそろっているため、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の2番宮城委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいいたします。

2番

先日譲受人とは電話でお話をさせていただきました。お会いするには時間が合わなかつたので、書類について確認させていただきました。現地確認につきましては推進委員さんと確認を行いました。先月の議案に住宅に付属する農地の指定について申請が出ておりましたので、現地はまだほとんど変わりありません。譲受人はまだお住いの岩国と大島を行ったり来たりされていて、本申請の許可が下りた時点できちんとこちらに移り住むということでした。農業に関していろんなことをご存じで、ミカンのこともよくご存じでした。資料の中で3ページ目の右側について推進委員さんと危惧していたのが、○○○○の土地については宅地と隣接していますので、ここにミカンを植えられると消毒の時困るかなと思っていたのですが、こちらにはミカンを植えずには野菜を植えるとのことでした。○○○○の土地については古木のミカンが植えられていますが、こちらは消毒をされてもあまり周りに迷惑のかかるような場所ではありませんが、譲受人からは気を付けるとのことでした。譲受人はミカンの収穫の時期にはミカンボランティアもされており、知識も豊富で、安心して作っていただけるのではないかと思います。また、近所ですので引っ越してこられてお困りのことがあったらご相談くださいというお話をいたしました。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、举手をお願いいたします。

(举手全員)

举手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。

	続いて、日程2、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.1、申請人、借受人、周防大島町西方〇〇〇〇、貸付人、周防大島町西方〇〇〇〇、申請地、大字秋、字若宮、地番〇〇〇〇、地目畠、現況畠、面積1,874m <sup>2</sup> のうち749m <sup>2</sup> 、契約の内容については使用貸借による権利の設定です。事業計画用途等につきましては太陽光発電設備です。その他参考といたしまして、第2種その他農地、計画全体面積は749m <sup>2</sup> です。続いて許可基準について説明します。資料は、6ページから10ページをご覧ください。本申請につきましては、令和2年7月の総会にて、農振法に基づく農地利用計画変更（随時変更）について、皆様にお諮りした農地となります。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場橋支所から南西に約3kmの位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種その他農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は、周防大島町内に事業所を置く太陽光発電事業を営む法人です。南側が開けており太陽光発電に適した申請地を使用貸借権の設定の上利用し、売電収入により会社経営の安定を図ろうとする譲受人の要望に対し、譲渡し人が応えようとするものであります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、預金通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後2年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当はありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	引き続きまして、地区担当の13番安本委員から、その後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。
13番	補足説明いたします。この案件につきましては今月7日の午前中に推進委員さんと現地の確認を行いました。本申請は夫婦間での貸借となります。農地とすれば大変良いところです。日照、排水、車の出入り等便利の良いところですので太陽光発電にはちょっともったいないような気もしますが、譲渡人

は現在旧東和町に住んでおり、なかなか体調もすぐれず管理が難しいとのことで、周囲に迷惑がかかるため夫の会社に預けるということでした。譲受人は合同会社として各地で施設を運営しておられますので、十分な管理はしていただけるのではないかと思っております。説明は以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。  
続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.2、申請人、借受人、周防大島町西方〇〇〇〇、貸付人、周防大島町西方〇〇〇〇、申請地、大字外入、字神田、地番〇〇〇〇、地目畠、現況畠、面積は626のうち286m<sup>2</sup>です。契約の内容については使用貸借による権利の設定です。事業計画、用途等については太陽光発電設備となります。その他参考としまして、第3種農地、計画全体面積は286m<sup>2</sup>です。続いて許可基準について説明します。資料は、11ページから15ページをご覧ください。本申請につきましては、前事案と同じく令和2年7月の総会にて、農振法に基づく農地利用計画変更（随時変更）について、皆様にお諮りした農地であり、同じ申請人となります。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場白木出張所から北に201mの位置にあり、農地法施行規則第43条第2号に該当する第3種農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は、周防大島町内に事業所を置く太陽光発電事業を営む法人です。南側が開けており太陽光発電に適した申請地を使用貸借権の設定により利用し、売電収入により会社経営の安定を図ろうとする譲受人の要望に対し、譲渡しがんが応えようとするものであります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、預金通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後2年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについて

てですが、該当はありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の9番宮本委員から、その後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

9番 先週の金曜日に推進委員さんと現地を確認いたしました。現地は目の前に太い道路が走っていて便利がよく、なおかつ日当たりもとてもいい場所で、ミカンを栽培できるのであればそれが一番いいなというような土地でありましたが、周りの畑も十分耕作されているとは言えない状態で、担い手不足というか、そういったものを痛感する状態でした。申請地については、今計画されている区画はイノシシ防護柵をされていて、家庭菜園として使われているというような状態です。そして計画から外れている箇所については更地になっていました。この法人自体は先ほどの申請と同じで太陽光発電事業をやっており、この土地は代表取締役の方本人の土地ということでした。私は本申請について任されている行政書士の方にお話を聞いて、事業の内容を確認しました。現状を踏まえ、転用は仕方がないのかなという印象を持った次第です。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.3、申請人、譲受人、周防大島町油宇〇〇〇〇、譲渡人、周防大島町、周防大島町長藤本淨孝、申請地、大字小松開作、字小遠松、地番〇〇〇〇、地目畑、現況畠、面積1,486m<sup>2</sup>、契約の内容については売買による所有権の移転です。事業計画、用途等については太陽光発電設備、その他参考としまして、第2

種その他農地となります。続いて許可基準について説明します。資料は、16ページから20ページをご覧ください。本申請につきましては、町有地の競売における売買、農地転用の申請となります。9月の総会にて、農地等の競売に係る買受適格証明について皆様にお諮りした案件となります。競売の結果、申請人が落札し、競売にかかる買受適格証明申出書のとおり太陽光発電設備として転用したいということです。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場大島庁舎から南西に約1.1kmの位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種その他の農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、申請人は競売にて取得した土地について、太陽光発電設備を設置する計画です。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、預金通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後1年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、計画面積1,000m<sup>2</sup>を超えるため、周防大島町環境保全条例の締結が必要となります。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、申請地以外に非農地を利用する計画は無いため該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の12番袴田委員から、その後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

12番

先日現地確認を行いました。こちらは以前申請が出ておりました通り、もともと果樹園で以前は田布施農高大島分校の研修農場ということでミカンを作っているところでございましたが、今はもうミカンの木は全部切っており、このあいだ現地確認を行った際には、防風林の杉の木なども切られており、ある程度整地されているような状態でした。確実にこれを妨げるものはないと思います。以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

10番

町が譲渡人ということで、申請者として出でますが、ちょっと理解できないといいますか、町として、もちろん農業委員会も町が設置している行政

委員会ということになりますので、農地を守るという大前提というか、基本方針があるはずだと思います。しかし現在町がこのように持っている農地を売り渡してソーラーにするという、結果的にそういうことになることを町自らが進めることについて、ちょっと基本方針と矛盾する話ではないかと思うのですが、これをやるということは、個別の案件でどうこうというわけではないのですが、周防大島町は農地をソーラーに転用することもある意味進めますよということを表明しているに等しいと思いますので、この申請、案件について全く理解できません。何か合理的な説明があれば、事務局聞いても難しいかもしれません、その辺何かあれば、ご説明いただきたいと思います。

議長

ここは事務局から競売の経緯をご説明申し上げることが一番わかりやすいかな。2回目の競売で売買に至っていた。1回目の競売の時には売買に至らなかつたと聞いておりますけれども、そのあたりの詳細をご報告いただければと思います。

事務局長

本申請地につきましては平成29年12月に農地としての利用として競売を行ったところではありますが、事前の相談は1件しかなく、応札も0件でした。町も対応に苦慮しまして、今回の農地としての利用と農地以外の利用としての競売に至ったところであります。町として農地を転用しての太陽光パネルの設置を推進しているというわけではなく、たまたま今回については農地以外の利用方法が太陽光であったというように解釈しております。

10番

もちろん町として太陽光を推進しているというわけではないということでしょうけれども、1回目、平成29年に競売にかけて問い合わせが1件しかなかつた後、それから4年ですよね。その間にどういった、要するに町の基本姿勢として、ここを農地として利用してもらうために競売をするという基本姿勢があるはずですから、太陽光を推進するというのでなければ、そういう基本姿勢を貫くために4年間どういった努力をされたのか、その辺が分かればお願いします。単に4年前に1件しか問い合わせがなかつたから、今回は対象となる用途を広げて、ある意味なんでもいいから使ってくれる人に競売をするんですよということで結果的にソーラーを作るということに、農地をなくすという結果になっているのですね。それはやっぱりあらゆるというか、農地として利用するという努力をした結果でこうなったのならば仕方ないのですが、4年間、要はここを農地として守るためにどのような努力をされたのか、そこをご説明いただかないと、1件しか問い合わせがなかつたから、2回目はなんでもいいですよというのはちょっと理解できません。それを一般の方には求めてきたはずですよね。この委員会でも意見が出てますように、審議の際にもっと農地として使っていただくように、農地銀行へ登録しているかどうか、そういう努力をしてくださいというのは委員さんからも

	<p>意見が出ているはずですから、基本的にはそのような姿勢だと思います。そこを町は違うんですよというのは許されないというか、最後の最後まで町としては、農地として使うことを努力するべきではないのかと、4年たったから何でもいいですよというわけにはいかないんじゃないかなと私は思いますけれども、何か町として、そこに理由というか、あればお聞かせ願いたいと思います。</p>
事務局長	<p>田中委員さんのおっしゃる通り、農地として利用するよう努力をするべきであったと思います。もちろんですね、農業委員さんとか、推進委員さんのご助言とか、地域の農業者の方にもそういった情報を流してですね、利用していただくのが一番でしたが、過去の例を見た限りでは農地銀行への登録はしていなかったようでございます。おっしゃる通り、その辺はうちのほうでも努力するべきであったというように思っております。ちょっと理由にはならないかも知れませんが、これまでの経緯としてはそういった努力は足りなかつたのではないかというように認識しております。</p>
議長	<p>補足すれば、競売に関しては一応町の広報で公募をして、それに応募がなかったという話になるんですよね。広報での取り組みくらいしか今答弁する内容がないのだろうと思いますが、他に何か質問がありましたら。</p>
9番	<p>ちょっと今の話とは大分内容が異なるのですが、申請地にはため池がありますよね。これはもともとは雨水の調整に使っていたのかなと思うのですが、これが埋め立てられることによって何か起こったりとか、一般的な農地でため池を埋めるとかそういうことをする際に考慮すべき点とか、そういうことを私が分かっていないので、その辺を参考までに教えていただけるとありがとうございます。転用許可を出すときに、これが埋め立てられるといったときはどういった配慮を申請人に求めているのかお願いいたします。</p>
事務局	<p>今のご質問について、次の申請の案件かと思われますが、ご回答いたします。今回ため池も取得され、太陽光パネルを設置される計画ということで、その排水の関係について今回は土地利用計画図の中にもあるように、調整池を設ける計画となっております。それをもって周辺の排水に影響のないよう調整を行う計画となっております。これにつきましては水理計算書もいただいておりまして、問題はないものと判断しております。以上です。</p>
9番	<p>ちょっと勘違いをしていました。ありがとうございます。</p>
議長	<p>ほかに質問がありましたら。</p>

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.4について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.4、申請人、譲受人、周防大島町小松〇〇〇〇、譲渡人、周防大島町、周防大島町長藤本淨孝、申請地、大字小松開作、字花園、地番〇〇〇〇、地目畠、現況畠、面積885m<sup>2</sup>、他二筆、合計面積は3,485m<sup>2</sup>です。契約の内容については売買による所有権の移転、事業計画、用途等については太陽光発電設備となります。その他参考としまして、第2種その他農地となります。続いて許可基準について説明します。資料は、21ページから25ページをご覧ください。本申請につきましては、前事案と同じく町有地の競売における売買、農地転用の申請となります。9月の総会にて、農地等の競売に係る買受適格証明について皆様にお諮りした案件となります。競売の結果、申請人が落札し、競売にかかる買受適格証明申出書のとおり太陽光発電設備として転用したいということであります。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場大島庁舎から南西に約1.1kmの位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種その他の農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、申請人は競売にて取得した土地について、太陽光発電設備を設置する計画です。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、預金通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後1年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、計画面積1,000m<sup>2</sup>を超えるため、周防大島町環境保全基本条例の締結が必要となります。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、隣接するため池一筆の取得につきましても町有財産売買契約書の写しが添付されており、確実であると考えます。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です

議長	引き続きまして、地区担当の12番袴田委員から、その後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。
12番	この案件につきましても前事案と同様でございます。以上です。
議長	ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。
	(質問等なし)
	ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(挙手多数)
	挙手多数であります。よって、本件を許可することに決定いたします。
	続いて、日程3、協議会1、住宅に付属する農地の指定について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、協議会、住宅に付属する農地の指定について、No.1、申請人、周防大島町久賀〇〇〇〇、申請地、大字西安下庄、字折尾、地番〇〇〇〇、面積129m <sup>2</sup> 、他一筆ございます。合計面積は263m <sup>2</sup> です。遊休化の状況は全部です。付属する空き家の所在等について、所有者〇〇〇〇(申請者)、大字西安下庄、字折尾、地番〇〇〇〇、続いて、住宅に付属する農地の指定に係る適用条件について、ご説明いたします。資料は26ページから28ページをご覧ください。まず、第1号ですが、申請地は全部が遊休状態であり、今後も所有者又は相続人による維持管理や作物等の栽培がおこなわれる見込みがないと判断される農地です。次に第2号ですが、申請地は住宅の南隣りに隣接した土地で、同じ大字西安下庄地内にあることを確認しております。次に第3号ですが、登記事項証明書より住宅及び、その敷地の所有者が同一であることを確認しております。次に第4号ですが、農地指定後は早々に農地法3条申請を行い、その際に3年以上耕作する旨の誓約書を提出する意向を受任者から確認しております。次に第5号ですが、申請地は役場橘総合支所から西に約1.5kmの位置にある、住宅地に介在する小集団の第2種農地その他の農地に該当いたします。また、現在までに公共投資の対象となっておらず、日本型直接支払交付金の交付対象農用地でもなく、利用権や地上権などの権利の設定がないことを農地台帳や登記事項証明書から確認しております。以上のことが取扱基準第4条に掲げる適用条件はすべて満たしていると考えます。説明は以上です。

議長	引き続きまして、地区担当の13番安本委員から、その後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。
13番	補足説明をいたします。7日の午前中に推進委員さんと現地へ出向きました。申請者の方は現在久賀地区に住んでおられますが、以前お母様が一人でそばの住宅に住んでおり、この農地で野菜を作ったり、維持管理をしておられましたが、お母様が最近亡くなられましたので、農地につきましては申請人が年に数回草刈りを行う程度しか管理をしておられなかったようです。今回の申請の承認が出ましたら農地と住宅を同時に空き家バンクのほうへ相談しようと考えておられるようです。また現在の農地については、周囲の迷惑とはなっておりません。説明は以上です。
議長	ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。
	(質問等なし)
	ご質問なども無いようですので、採決をいたします。本件を住宅に付属する農地として指定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
	挙手全員（多数）であります。よって本件は、指定することに決定をいたします。
	続いて、日程4、報告事項1、農地転用制限例外の届出について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい、報告事項1、農地転用制限例外の届出についてご報告いたします。資料は29～32ページをご覧ください。No.1、届出人、広島県広島市〇〇〇〇、届出地、大字伊保田、字吉賀、地番〇〇〇〇、地目田、現状畠、面積874m <sup>2</sup> 、事業計画、用途等については農業用倉庫、作業場となります。備考として第2種農地となります。なお、こちらの農地については申請地に無断で農業用倉庫及び作業場として利用していたため無断転用案件となります。そのため、このたび無断転用状態を是正しようというものであります。また、届出書における転用の事由の項目の文字が印刷の関係で読みづらくなっていますが、こちらは「農作業効率化のため」となります。申し訳ございません。
議長	ただいまの事務局の報告に、ご質問などはございませんか。特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。

	続いて、日程5、報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知（賃借の合意解約）について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい、報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知（賃借の合意解約）についてご報告いたします。3件続けてご報告いたします。資料は21ページをご覧ください。No.1、申請人、貸付人、山口県光市〇〇〇〇、借受人、周防大島町小松〇〇〇〇、申請地、大字小松、字南、地番〇〇〇〇、地目田、面積1,007m <sup>2</sup> 、契約内容等については、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定、期間は令和元年6月25日から令和4年6月24日までの賃貸借権の設定です。備考としましては借受人変更のための合意による解約となります。続いてNo.2、申請人、貸付人、大阪府豊中市〇〇〇〇、借受人、周防大島町久賀〇〇〇〇、申請地大字久賀、字土井、地番〇〇〇〇、地目田、面積783m <sup>2</sup> 、契約内容等については農業経営基盤強化促進法による利用権の設定、期間は令和2年12月25日から令和5年12月24日までの使用貸借権の設定です。備考としては合意による解約となります。続いてNo.3、申請人、貸付人、広島県広島市〇〇〇〇、借受人、周防大島町土居〇〇〇〇、申請地、大字土居、字氣楽寺、地番〇〇〇〇、地目畠、面積324m <sup>2</sup> 、他一筆ございます。合計面積は827m <sup>2</sup> です。契約内容等につきましては農業経営基盤強化促進法による利用権の設定、期間は平成29年6月25日から令和8年6月24日までの使用貸借権の設定です。備考としましては借受人変更のための合意による解約となっております。報告は以上です。
議長	ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。
1番	No.3の報告ですが、この字氣楽寺という場所がどのあたりかちょっとわかりませんが、こちらは基盤整備の対象となっている土地ではないですよね。
事務局	申請地についてはエリアから外れていたと認識しております。
2番	No.2についてですが、この跡地についてはどうするのか聞いていますか。
事務局	一応ご本人にこの後どうするのか、解約の理由も併せて聞いてみたのですが、今後どうするかについてはまだ検討されていないとのことでした。ただ借受人の方から解約したい旨の申出があったとのことで、両者合意の上での解約とのことでした。
9番	さっきから優先的に利用者をあてがっていきたい農地というのがあると思うのですが、そういうものを管理する仕組みというのは事務局のほうで何か持っておられたりというのはあるのでしょうか。

事務局

急に作れなくなった農地を次の代に引き継ぐというそのシステムでござりますよね。それにつきましては人・農地プランでですね、身近な地域で実質化していくということが一番の方法であると思いますので、事務局としましてはいろんな地域で、誰がこの農地を、もし耕作者に何かあった場合誰がやつていくのかということについても早急に作っていきたいと考えておりますし、またそのあたりにつきましてはなかなか事務局だけでは難しいところもございますので、農家さんの意向確認とか、そういった情報収集、そういうった話し合いの場をセッティングしていく上でも地域の委員の皆さんのご協力が必要というところでございます。以上です。

9番

もちろん人・農地プランというのはできる前提で、それが一番いいとは思うのですが、さっきの町有地云々の話もですけど、今までもずっと、優先的に次の代につなげていけたほうが効率的に利用ができるんじゃないかというのもたくさんあると思うのですが、そうじゃないもう半分荒れているような農地も含めた管理の仕組みというよりは、優先的に次の代を見つけたほうがいい、最優先の農地というのを定めて特別扱いをできたほうがいいのではないかなと話を聞いていて思いました。以上です。

議長

これについてはちょっと私のほうから二点。一つは機能としては農地銀行、担い手支援センターが農地の登録制度を持っており斡旋調整をするという機能自体は持っているけれども、なかなか、これは川地さんの前で言ってはいけないかもしれません、具体的な活動展開がまだちょっと弱いのかなというのも思わないでもないから、担い手支援センターのほうに貸し出したい農地の登録をもう少し強化するとともに、その中で受け手を探す活動を強化しないといけないだろうというのが一つ。もう一つ、人・農地プランの話が出ましたけれども、人・農地プランに関して、今現時点で作ろうとしている農協さんの案は、ただ柑橘組合をベースにして生産組合で話し合い、たぶん個別農家に対してのアンケート調査で終わってしまうだろうと思います。問題はそれでほんとにいいのかということが問われていて、集落単位で話し合い活動を展開して、その集落における何年後かには耕作者がいなくなるだろうという農地を含めて斡旋調整をするような登録をしないといけない。最終的にそれが農地銀行につながるかどうかは別として、その集落単位での話し合いの活動がないと、人・農地プランの実質化はできない。生産組合単位のアンケートではたぶん機能しないと思っているから。その活動を行うには実際のところマンパワーが足りないから、農林課を中心として集落単位の活動まで展開してくれというのはちょっと厳しいのだろうと思うのだけれども、人・農地プランの実質化のためには絶対にいる。そのためにはどうするのかというのを今から議論をしてまいりましょう。農業委員も含めて。私たちにも義務がかかっていますから。業務として。そのあたり単純に国庫の事業採択の人・農地プランの実質化ができたというのではなく、そのあととの

活動が求められるというのを情報としてつけておきたいと思います。

9番

この間の農業委員の研修の時に、講師の方が話されていたのが、自治体の管理している農地台帳がうまく活用されていないというか、管理がされていないような報道が出ているという話をちらっとされていましたが、農地台帳を活用する方法をどのように仮定していくかというアイデアというか、そういうものをやっぱり農業委員会としても知恵を絞って、有効的に集まった情報をどう活用していくかというのはみんなで頭をひねったほうがいいかなというように思います。あとはその集まっているデータをもっと広い範囲で閲覧して、利用しやすい形でいろんな方が見ていろいろなアイデアをもって使えるようにというのはどうすればいいのかということについて常々考えているのですが、最初の一歩をどうすればいいのかというところが分からぬので、ちょっと意見を伺えればと思っております。

事務局

宮本委員さんのご提案、ご意見について、非常にありがとうございました。農地台帳の活用についてですが、台帳で分かる情報としましては、世帯員さんの情報や、農地の情報などがございます。また、皆さんにやっていただきました農地パトロールの結果もですね、耕作中であるとか遊休状態か、荒廃しているなどについても一筆一筆農地台帳で確認ができますので、そういうところで荒廃の程度とか、営農の状態というのも確認しつつ、あとは地図ですね。やはり地図というものも必要となってきますので、地図上に情報を落とし込んで、そして今後の議論をしていく、その後具体的に誰がこの農地を守っていくのかという議論を集落単位でやっていきたいという方は思います。まずアンケートというものが、農協さんがこれから柑橘組合のぶんは致しますけれどもそうでない方の中山間直支などの交付金を受けていないところにつきましては、農業委員さんの現地活動で農地の情報を集めていただくということも必要になってくるかと思います。そういう情報等ですね、同じように人・農地プランという実質化のやり方に当てはめて、情報を一元化し、それを地図上に落として、そして皆さんで話し合いをというような流れでやっていきたいなと思っております。すいません長くなりましたが。

9番

ちょっとついでに例えばですね、さっきの住宅に付属する農地のような、ああいったものであったら、農地台帳を見て住宅地の中に点在している農地だということと、あと面積とか、荒廃する荒廃していないというのもある程度乗っているので、その該当になる農地というのはある程度出そうと思えば出せますよね。そうやって台帳のデータから該当農地を探す、力を入れて耕作をしたほうがいいのではないかという農地とか、そういうアプローチというのはできないものですかね。難しいですか。

事務局

台帳のデータの抽出の仕方というのは様々な方法がありますが、実際にやつ

ぱり農地の利用の状況というのは現地で確認しなければなかなか次の人々に繋げにくいところもございます。

9番

もちろんその現場がどうなっているというのも重要なのですが、今言われたように農業委員の現場の活動でといったようなふわっとした言い方では拾いかねないといいますか、どこから活動していけばいいのかというところです。なかなかすべての担当地区を加えていくというのは難しいので、まずその取っ掛かり、この農地であるとかこの地域であるとか、そういう取っ掛かりがあれば活動しやすいなと思うところもありますし、今までずっと農業委員会という組織がずっと続いているのに、今現状有効に活用できていないという現状があるので、何か現状を変えるきっかけになるようなデータ、指標、そういうものの使っていかないと、現状ではできないだろうなとは思っています。

議長

私のほうから提案させていただきます。たぶんそれがある程度期待したのがタブレットだと思います。さっきちょっとタブレットを見た限りからいうと、農地台帳の情報が、農地パトロールあたりで使ったらどうだろうかというようなデータが確かに入って入る。ただし現在私たちが農地パトロールで実施しているような耕作している畑、荒れ始めている畑、完全に荒れている畑、といった地図データは入っていない。基本的にそれが入ったうえで、個人情報をどこまで出せるのかというの気になっておりますが、その耕作している畑のうち例えば集落の中で話し合いをして、この人はあと三年でリタイア世帯だから、今は作っているけど二、三年後は貸したいよというようなデータがこの中に入っていると一番簡単です。実際には今の人・農地プランでいうと、地図上に手で書き入れていくというのが今の人・農地プランの実質化に係る協議での話だったと思います。地図上で入れるのをできればタブレットの中に入れることができれば一番簡単で、共有化もしやすい。役場が持っている農地台帳を公表するというのは、個人情報が入っているためなかなか厳しいなというのがあるのですが、この中に個人情報を別として、そういうものが一覧で判断できるようなデータを入れた地図情報にしてやって、集落活動でも展開できる、農地パトロールでも活動ができるというデータにしてもらうと一番有効であろう。データが多く重くなりすぎてどこまでやれるかがちょっと気になりますが、一応そういうものを農業会議を通じて要請をしてもらうと助かります。たぶん宮本委員が言われることにも繋がるとは思うのですが。事務局何かありましたら。

事務局

ありがとうございます。今情報を全国的に公開可能な農地の情報ということで、インターネット上で農地ナビというのがございます。これでしたら個人は特定できません。農地の状況を耕作中であるとか遊休中であるとか、といったことは情報として閲覧できますので、現場活動、農地パトロールでそ

ういったところを活用しながら状況確認していただければなというところでございます。取っ掛かりとすれば、自分の担当エリアの農地の状況を把握していただいて、おかしいなど、何年か作っていないところがあるなといういう農地について意向調査とか、そういうことをやっていきたいと思います。

議長

これについては事務局はすぐの回答はできないと思いますが、いずれにしても今から皆さんの中で議論をして農業委員会活動の中でも、ないしは県の農業会議を通じた全県対策でもあって、共通する課題だと思います。水田地域と柑橘といった樹園地地域では特徴に違いがある。水田地域は結構簡単だと思うから、それこそ農業会議が言われていましたが、水田地域を頭に置いているから、樹園地の厳しさはちょっと別ではありますが、いずれにせよ今から協議していきましょうということでこの議論はちょっと期間を置かせていただきたい。特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。

続いて、日程6、報告事項3、農地転用の届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、報告事項3、農地転用の届出についてご報告いたします。資料は35～40ページをご覧ください。No.1、申請人、東京都世田谷区〇〇〇〇、申請地、大字東安下庄、字長広、地番〇〇〇〇、地目畠、現況畠、面積は2,218m<sup>2</sup>のうち、2.25 m<sup>2</sup>が永年転用、88.55 m<sup>2</sup>が一時転用となっております。契約の内容につきましては貸借権の設定です。事業計画用途等については携帯電話無線基地局の設置です。備考としまして、現在農用地区域内農地となりますが、同時に農用地区域からの除外申請も提出されており、除外後は第2種その他農地となります。また、認定電気通信事業者となります。報告は以上です。

議長

ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。

続いて、日程7、報告事項4、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

はい、報告事項1、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。和田、伊保田、東安下庄、西三蒲、久賀、小松にて計7件の現況証明を行いました。非農地の判断を行ったのが6件、農地の判断を行ったのが1件となります。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします資料は41ページから61ページをご覧

ください。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。

続いて、諸連絡について、事務局よりお願いします。

事務局 次回総会開催日は12月7日午前9時30分から。場所は久賀公民館2階大會議室。

議案の送付予定日は11月26日金曜日。

議長 では、以上をもちまして第72回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間の審議、ご苦労様でした。

上記は、令和3年11月15日開催の第72回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和3年12月7日

周防大島町農業委員会会長 廣岡隆義印

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員 大谷正樹印

周防大島町農業委員 宮本平印